

大分県報

令和三年
二月一日
号外(五)

(月 曜 日)

目次

告示

保安林の皆伐面積の限度の公表……………一

告示

大分県告示第七十五号

令和三年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十四条第一項の許可をすべき面積の限度は、次のとおりである。

令和三年二月一日

大分県知事 広瀬 勝貞

保安林種	単位区域名	許可できる面積の限度(ヘクタール)
水源かん養保安林	山国川地区	四九八・八七
	山国川地区	五九一・一三
	別府東地地区	一〇二・一六
	大分東地地区	二四九・八〇
	大分東地地区	五五八・八二
	大分東地地区	一、六四二・六七
	大分東地地区	一、二〇八・三一
	大分東地地区	一、一〇二・七八
	大分東地地区	九九六・四五
	大分東地地区	六七六・七四
保健保安林	山国川地区	一八四・六四
	山国川地区	五一・二三
	山国川地区	九二・六六
	山国川地区	一七・六四
	山国川地区	九二・六六
	山国川地区	一七・六四
	山国川地区	九二・六六
	山国川地区	一七・六四
	山国川地区	九二・六六
	山国川地区	一七・六四
干害防備保安林	山国川地区	三・五六
	山国川地区	三・五〇
	山国川地区	四一・四二
	山国川地区	三・〇八
	山国川地区	〇・九四
	山国川地区	五・八六
	山国川地区	一・〇六
	山国川地区	二・八〇
	山国川地区	一・八四
	山国川地区	六・九四
防風保安林	山国川地区	〇・一四
	山国川地区	〇・〇八
	山国川地区	〇・〇八
	山国川地区	〇・〇八
	山国川地区	〇・〇八
	山国川地区	〇・〇八
	山国川地区	〇・〇八
	山国川地区	〇・〇八
	山国川地区	〇・〇八
	山国川地区	〇・〇八
土砂崩壊防備保安林	山国川地区	二八・〇八
	山国川地区	三五・五〇
	山国川地区	三四・五九
	山国川地区	一三二・六二
	山国川地区	一五六・〇四
	山国川地区	一〇七・一八
	山国川地区	三七七・五五
	山国川地区	三四一・三八
	山国川地区	一四一・五八
	山国川地区	三二・一一
土砂流出防備保安林	山国川地区	二八・〇八
	山国川地区	三五・五〇
	山国川地区	三四・五九
	山国川地区	一三二・六二
	山国川地区	一五六・〇四
	山国川地区	一〇七・一八
	山国川地区	三七七・五五
	山国川地区	三四一・三八
	山国川地区	一四一・五八
	山国川地区	三二・一一

令和三年二月一日

大分県報号外(告示)